

令和4年度第3回調布市青少年問題協議会次第

日時 令和5年2月2日（木）
午前10時から11時30分まで
場所 調布市役所5階市長公室

1 開会

2 会長あいさつ

3 協議事項

- (1) 令和4年度調布市青少年表彰被表彰者の選考について
- (2) 令和5・6年度調布市青少年健全育成方針について

4 報告事項

青少年健全育成推進者手帳について

5 情報交換

- (1) 調布警察署からの情報提供
- (2) 多摩児童相談所からの情報提供
- (3) 中学校校長会からの情報提供

6 その他

【資料】

- ・資料1 令和4年度調布市青少年表彰候補者一覧
- ・資料2 令和4年度調布市青少年表彰候補者推薦書
- ・資料3 表彰候補者参考資料
- ・資料4 調布市青少年表彰規程
- ・資料5 調布市青少年表彰における表彰者選定に係る内規
- ・資料6 令和5・6年度調布市青少年健全育成方針（案）
- ・資料7 令和5・6年度調布市青少年健全育成方針（案）新旧対照表

【次回会議】

日程：令和5年7月3日（月） 午前10時から11時30分まで
会場：調布市役所5階 市長公室

令和4年度 第3回調布市青少年問題協議会報告

1 開催日時 令和5年2月2日(木) 午前10時から

2 会場 市長公室

3 出席 (1) 委員 13人
(2) 事務局 6人

4 会長挨拶

会長： おはようございます。第3回協議会、御出席いただきましてありがとうございます。
ございます。

あつという間に1か月がたってしまっ、2月になったわけであり、
年度でいえば、もうあと2か月を切ったということで、市役所の年間を通し
ての大きな仕事のうちの1つは予算を組み立てるとい、
今、その最終調整、3月議会にかけ、
ます。

毎年この時期は時間も労力も随分費やすわけであり、
次期基本計画の策定に向けた調整を行、
基本計画は、平成25年度から令和4年度までの10年の計画です。ちょうど計
画が終わるタイミングですが、終わる前から次の計画を考え始めて、市民の
方にも随分参加をして、この中からいろいろな方に御意見を
いただきました。

現在は最終段階に至っているとい、
の計画となります。なぜ10年の計画ではないのかとい、
年ごとということもあり、大方の理解の上で、市長任期と連動させること
にいたしました。

令和5年度から計画が始まるとい、
前期と後期に分けて、前期計画は令和5年度から8年度までとい
こととなります。これを今、一生懸命つくっているとい、

その中にはもちろんこの青少年問題協議会で御議論いただくような教育、
子育て、その他関連事項も随分ありますので、必要に応じて、今後、皆様
方に分かりやすく御説明をさせていただく機会があろうかと思っております。

本日は3月5日、約1か月後に開催する令和4年度調布市青少年表彰式の
被表彰者の選定を行うとい、
専門調査員の皆様が御検討くださいました内容を踏まえて、被表彰者を決定
いたしますので審議をよろしくお願、

加えて、2年に1度更新している調布市青少年健全育成方針について、
令和5・6年度が対象期間となりますので、改めて策定いたしたく、現状に即
した方針となるように御意見をいただ、

御報告になるのですが、この会合と全く同じ名前の青少年問題協議会というのが東京都にもありまして、私が市長会の代表として、その委員になっているもので、つい先日、会合に出席をさせていただきました。

今回はテーマが、いわゆる新宿・歌舞伎町のト一横に集まる若者の青少年の問題を取り上げようということでございます。厳密にいうと、今はト一横から少し移ったらしいですが、少し平行移動して、同じようなたまり場ができてきているらしいのです。

このことだけを議論するのではないのですが、ここに巣くう問題というのは何だろうと。もちろんそれは様々な要因でそういう現象が起こっていて、青少年の健全な育成には多々不純交遊だとか薬だとか、そういうことにもつながりやすいという問題がありますので、いろいろな分析を加えようということです。この議論の推移は今後皆様方にも、おそらくこういう議論がメインになるということをお伝えすることができますと思います。

それを聞いていただいて、我が協議会ではこう思うというような議論は可能だとは思っているので、まだ始まったばかりでありますけれども、1つだけ、私がそこで問題提起させていただいたことだけ御紹介します。それはSNSについてです。SNSがこの問題を生じさせることにどれだけ大きく深く関わっているかという検討が1つの切り口として議論される中で、私はこう言いました。これはSNSがあるから発生しているということではないのではないかと。SNSは手段で、これで伝達、伝播が速くなるということであると。

ト一横に行くとか何か面白そうだよというのは、SNSがあったほうが伝わりやすい。それはそうかもしれない。ただ、なかったらどうか。前からこういう問題はあるので、SNSがなくても、竹下通り、お台場へ行くと面白そうだったら、一遍にぱっと集まりますよと。

問題の本質は普遍的な社会、それから家庭、そのようなものに根差した要因が大きいのではないか。それこそ我々が本件のようなテーマを論じるときには深い分析、現実に即したことをやる必要があるのではないのでしょうかということを言いたかったのですけれども、あまりそのように詳しく説明するような時間を取ってあるわけではないから真意が伝わったかどうか分かりません。ただ、もっと深くSNSの使い方を根本的に考え直さなければいけないみたいな議論になれば、私は大きな関心を持って聞いてみようと思います。

これは1つを取り上げたテーマでございますから、それを含めて、これからも青少年問題を総合的に論じていくというのは、東京都でも、我がまちにおいても続いていくということを申し上げた上で、居場所のない、また、孤独感にさいなまれる青少年がいることは間違いないので、そのようなことに関して、我々も現状に即した改善点の意見交換を今後とも続けさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上です。

6 協議事項

(1) 令和4年度調布市青少年表彰被表彰者の選考について

会 長： それでは、次第3「協議事項」の(1)令和4年度調布市青少年表彰被表彰者の選考について、事務局から説明を申し上げます。

事 務 局： それでは、令和4年度調布市青少年表彰被表彰者の選考について御説明いたします。資料1「令和4年度調布市青少年表彰 表彰候補者一覧」を御覧ください。こちらは推薦のありました各候補者を一覧にまとめたものでございます。

今年度は個人10人と1団体の推薦がありました。各候補者につきましては、さきに開催いたしました専門調査員会におきまして、専門調査員の皆様に推薦書に基づき、表彰にふさわしい人物や団体であるかについて検討いただいております。

専門調査員会の検討結果につきましては、資料右側の「専門調査員会での意見」の欄に記載しております。専門調査員会での意見につきましては、後ほど専門調査員会の座長から御報告させていただきます。

また、各候補者の推薦書につきましては資料2として配付しておりますので、併せて御確認いただければと思います。

続きまして、各候補者の推薦内容について御説明いたします。

なお、推薦書には各候補者の住所記載欄がございませんが、全員が調布市在住、または在学であり、調布市青少年表彰規程第2条第1号の規定を満たしていることを確認しております。

それでは、引き続き資料1を御覧ください。

まず1人目は、Aさん、15歳です。健全育成推進富士見台地区委員会からの御推薦です。

なお、提出された推薦書には年齢が14歳と記載されていますが、正しくは15歳であることを推薦者に確認しております。

Aさんはリーダーグループ「ぽんた」に参加し、積極的に活動することで、リーダーとして小学生のいい模範となっているほか、市主催のリーダー講習会で学んだことを地域へ持ち帰り、活動へ活かすなど、地域の青少年健全育成に貢献しています。行為期間は3年9か月です。

2人目は、Bさん、17歳です。健全育成推進上ノ原地区委員会からの御推薦です。

Bさんはリーダーグループ「t e a m f o r 遊」に所属し、上ノ原・若葉地区のジュニアサブリーダー講習会でリーダーとして子どもたちの模範となり、活動しているほか、地域行事にも積極的に参加するなど、地域の青少年健全育成に貢献しています。行為期間は4年9か月です。

3人目は、Cさん、18歳です。健全育成推進緑ヶ丘地区委員会からの御推薦です。

Cさんは健全育成推進緑ヶ丘地区委員会主催のソフトボールの練習に年間

を通じて参加し、子どもたちの指導を行っているほか、健全育成推進地区委員会が実施する事業に積極的に協力、参加するなど、地域の青少年健全育成に貢献しています。行為期間は3年9か月です。

4人目は、Dさん、16歳です。健全育成推進緑ヶ丘地区委員会からの御推薦です。

Dさんの行為内容については、3人目のCさんと同様に、緑ヶ丘地区のソフトボールの練習や地域行事への参加、協力に関する内容です。行為期間は3年9か月です。

5人目は、Eさん、15歳です。健全育成推進杉森地区委員会からの御推薦です。

Eさんは健全育成推進杉森地区委員会主催のソフトボールの練習に参加し、監督、コーチの補助をしており、子どもたちの練習相手のほか、練習前後のグラウンド整備などにも率先して動くなど、監督、コーチや子どもたちから信頼され、慕われております。自身の学校生活がある中で、地域活動にも積極的に関わっており、地域の青少年健全育成に貢献しています。行為期間は2年9か月です。

続いて、資料1の裏面を御覧ください。

6人目は、Fさん、15歳です。健全育成推進飛田給地区委員会からの御推薦です。

Fさんは健全育成推進飛田給地区委員会主催のソフトボールの練習に参加し、コーチの補助として子どもたちの指導を積極的に行っています。夏休みには早朝練習にも参加し、子どもたちのお手本となるなど、地域の青少年健全育成に貢献しています。行為期間は2年9か月です。

7人目は、Gさん、14歳です。健全育成推進飛田給地区委員会からの御推薦です。

Gさんの行為内容については、6人目のFさんと同様に、飛田給地区のソフトボールの練習への参加、協力に関する内容です。行為期間は2年9か月です。

8人目は、Hさん、14歳です。健全育成推進飛田給地区委員会からの御推薦です。

Hさんの行為については、6人目のFさんや7人目のGさんと同様に、飛田給地区のソフトボールの練習への参加、協力に関する内容です。行為期間は2年9か月です。

9人目は、Iさん、15歳です。二本松自治会からの御推薦です。

Iさんは二本松自治会が毎年行政と共に実施している春・秋の多摩川クリーン作戦に幼少期から参加しているほか、地域の防犯活動等にも参加、協力をしています。

なお、Iさんは身体の不自由さを抱えているとのことですが、そのような中でも地域の自治活動に参加するなど、青少年の模範となっております。行為期間は12年間です。

資料1の次のページを御覧ください。

10人目は、Jさん、16歳です。桐朋女子高等学校からの御推薦です。

Jさんは中学1年生の秋から、SDGs子ども勉強会プロジェクトに参加するようになり、定期的な勉強会を行うとともに、自治体や学校、企業に対して、SDGsの普及活動に取り組んでいます。主に食についてをテーマとして、「ミートフリーからSDGsを自分ゴトに」という活動方針を掲げ、身近な人から活動の輪を広げようと努力しています。行為期間は2年9か月です。

なお、資料1の推薦概要の欄にも補足として記載しておりますが、ミートフリーとは肉を食べない食習慣のことを指し、Jさんは食料問題や環境問題の解決のため、ミートフリーに関する普及啓発活動に取り組んでいます。

また、Jさんの補足資料につきましては、資料3として配付しております。調布市内における取組としては、資料3の1ページ目の下から5行目に記載されています。東部公民館における、地域でSDGsカードゲームという事業に参加、協力をいただいております。

続いて、団体の推薦です。資料1の11番目を御覧ください。

団体名は、晃華学園ボーイスカウト調布第3団です。下佐須自治会からの御推薦です。

こちらの団体は調布市敬老会や柏野夏祭り、佐須児童館夏祭り、上ノ原まちづくりの会の防災訓練への協力のほか、上ノ原公園や野川、郵便ポストの清掃など、市内の美化運動への協力をはじめ、地域に密着した様々な奉仕活動に尽力しており、長年にわたり、地域の青少年健全育成に貢献しています。行為期間は53年間です。

候補者及び団体の説明は以上でございます。

会長： 続いて、専門調査員会における検討結果について、専門調査員会の座長から御報告をお願いします。

委員： それでは、専門調査員会において検討いたしました選考結果について、御報告申しあげます。資料1「令和4年度調布市青少年表彰 表彰候補者一覧」を御覧ください。

先ほど事務局からも説明があったとおり、今年度の推薦は個人10人と1団体の合計11件でございました。資料の一番右の欄に専門調査員会での意見を掲載しておりますので御覧ください。

まず1番のAさんと2番のBさんにつきましては、地域のリーダーグループに所属し、子どもたちの模範となっているほか、地域行事にも積極的に参加、協力し、地域の青少年健全育成に貢献しているという推薦内容です。

また、行為期間につきましては、2人とも内規で定めたおおむね2年間という基準を満たしています。

よって、調布市青少年表彰規程第3条第1号に該当すると考え、被表彰者として差し支えないと考えております。

続きまして、3番のEさんから8番のHさんまでの6名の方々に关しまし

ては、地域のソフトボールの練習において、コーチの補助として子どもたちの指導に協力しているほか、地域行事にも積極的に参加、協力し、地域の青少年健全育成に貢献しているという推薦内容です。

また、行為期間につきましては、全員が内規で定めたおおむね2年間という基準を満たしています。

よって、調布市青少年表彰規程第3条第1号に該当すると考え、被表彰者として差し支えないと考えております。

続きまして、9番のIさんにつきましては、両手両足に身体的なハンデを抱えながらも、幼少期から積極的に清掃活動や防犯活動などの自治会の各種事業に参加、協力するなど、その活動は他の青少年の模範となっているという推薦内容です。

また、行為期間につきましては、内規で定めたおおむね2年間という基準を満たしています。

よって、調布市青少年表彰規程第3条第2号に該当すると考え、被表彰者として差し支えないと考えております。

なお、身体的の不自由さを抱えながらも、幼少期から継続して地域活動に参加している彼の行いを表彰することで、ほかの障害をお持ちの青少年にとっても励みになることから、今後もこのようなケースの青少年を表彰すべきとの意見がありました。

続きまして、10番のJさんにつきましては、自発的にSDGsの活動に積極的に参加し、持続可能な社会の実現に向け、自治体や学校、企業等に対して、食をテーマに環境保護を訴える啓発活動に努めるなど、その活動は他の青少年の模範となっているという推薦内容です。

また、行為期間につきましては、内規で定めたおおむね2年間という基準を満たしています。

よって、調布市青少年表彰規程第3条第5号に該当すると考え、被表彰者として差し支えないと考えております。

なお、昨年度に続き、SDGsに関する活動を行っている青少年の推薦をいただいているため、専門調査員会ではSDGsの啓発活動などの社会貢献活動が明確に表彰対象となるよう、表彰規程の改正を検討していきたいと考えております。

続きまして、11番目の晃華学園ボーイスカウト調布第3団につきましては、防災訓練をはじめとする地域の事業に積極的に参加、協力しているほか、清掃活動などの奉仕活動に努めるなど、その活動は他の青少年の模範となっているという推薦内容です。行為期間は53年です。

よって、調布市青少年表彰規程第3条第2号に該当すると考えまして、被表彰団体として差し支えないと考えております。

専門調査員会の検討結果については以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

会長： ありがとうございます。事務局及び座長からの専門調査員会における検

討結果の御説明をいただきました。

順次お語りしてまいりますので、皆様方から何か御意見、御質問がございましたら、忌憚なく申し出ただけければと思っております。それを経て、被表彰者とするかどうかということを決定的にしていきたいと思っております。

まず、1番のAさんと2番のBさんについてですが、それぞれ地域のリーダーグループに所属して、活動を通じて、小学生へのよい模範となるなど、青少年の健全育成に貢献しているという同様の内容ですから、一括して審議をさせていただきます。御質問、御意見ございますでしょうか。――特段よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、1番のAさん、2番のBさんについて表彰するという事で決定いたします。

続いてのくくりは、3番のCさんから8番のHさんまでの方々。地域のソフトボールの練習に参加し、小学生への指導を行うとともに、地域行事にも積極的に協力するという観点で、青少年の健全育成に貢献しているという事でございます。一括して審議をさせていただきますが、何か御意見、御質問ございますか。――御異論はないということによろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、3番のCさんから8番のHさんまで表彰することに決定いたします。

続いて、9番、Iさんについて。身体的な不自由さを抱えながらも、清掃活動や防犯活動等の自治会の活動に積極的に参加、協力するという事で、青少年の模範となっておられるという事です。御意見、御質問はございますか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、9番のIさんについて表彰することに決定いたします。

続いて、10番のJさんについて。自発的にSDGsの活動に積極的に参加し、食をテーマに環境保護を訴える啓発活動に努めるなど、他の青少年の模範となっておられるという事です。御意見、御質問はございますか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

では、Jさんを被表彰者といたします。

続いて、11番、見華学園ボーイスカウト調布第3団についてですが、防災訓練等の地域の事業に積極的に参加、協力するとともに、地域の清掃活動を行うなど、長年、53年にわたり、様々な奉仕活動に努めており、他の青少年の模範となっているという事でございます。御意見、御質問はございますか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

では、被表彰団体とさせていただくという事でよろしく願いいたします。

以上で候補者全員の審議が終わりました。

また、専門調査員会で御意見がありました社会貢献活動を表彰規程に追加する内容での変更については、次年度の表彰までに検討していくことにさせていただくということでございます。

それでは、表彰式の日程等について事務局から説明をお願いします。

事務局： ただいまの選考結果に基づき、3月5日日曜日の午後3時30分から、グリーホール小ホールにて表彰式を行います。委員の皆様には後日御案内状をお送りいたしますので、お忙しい折とは存じますが、御出席くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

会長： 以上が日程でございます。万障繰り合わせていただければ幸いですので、よろしくをお願いいたします。

(2) 令和5・6年度調布市青少年健全育成方針について

会長： 続いて、次第3「協議事項」の(2)令和5・6年度調布市青少年健全育成方針について、事務局から説明を申し上げます。

事務局： それでは、令和5・6年度調布市青少年健全育成方針につきまして説明いたします。資料6が令和5・6年度調布市青少年健全育成方針の案でございます。資料7の新旧対照表は、左側に令和5・6年度の青少年健全育成方針の案を記載し、右側に現在の令和3・4年度の健全育成方針が記載されており、下線部が変更箇所でございます。

これまでに2回、専門調査員会を開催し、修正点等を御検討いただいた上で素案を作成したものでございます。具体的な修正点等につきましては、後ほど専門調査員会の座長から御報告をさせていただきます。

以上でございます。

会長： それでは、専門調査員会での検討内容について、座長、報告をよろしくお願いいたします。

委員： 令和5・6年度の調布市青少年健全育成方針の案について、専門調査員会での検討内容を御報告いたします。

素案の作成に当たっては、まず全体的な文章の整理を行いました。

主文の文章に現状や課題をまとめ、また、各重点目標の文章には主文に記載した現状や課題を受けてどのようなことを行うのかという視点で文章の整理を行いました。

あわせて、主文の文章と重点目標の文章に重複して記載されていた内容を整理し、できるだけ簡潔な文章となるよう修正を行いました。

また、新たな内容としては、次の4点を追加いたしました。

1点目は、社会的な大きな変化として、令和4年4月に成人年齢が18歳に引き下げられたことについて。2点目は、SNS等における誹謗中傷の書き込みなど、インターネット上のいじめの問題について。3点目は、家族の介護や看病等を担うことで青少年に過剰な負担がかかるヤングケアラーなどの

新たな問題について。4点目は、インターネットを利用する上での有効な機能であるペアレンタルコントロールの活用についてです。

また、SNS等に起因する犯罪被害児童数が依然として高い水準にあることや、薬物の中でも特に大麻の使用が青少年の間で拡大していることなどについては、従来の文章に追加する形で強調しています。

なお、委員からはペアレンタルコントロールという単語について、まだ社会的に認知されておらず、単語の意味が分かりづらいとの意見や、覚醒剤や危険ドラッグなどの大麻以外の薬物についても記載すべきとの意見があったことを踏まえ、それぞれの方針に必要な内容を加えております。

そのほか全体的に文章や文言の修正などをしてはいますが、軽微な内容となりますので、説明を割愛させていただきます。

以上、専門調査員会での検討状況について説明させていただきました。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長： ありがとうございます。

それでは、事務局の説明及び専門調査員会からの報告を踏まえて、令和5・6年度調布市青少年健全育成方針について審議を行いたいと思いますが、どなたか御意見、御質問があれば、よろしくお願いいたします。はい、どうぞ。

委 員： 内容についてはすばらしいと思うのですが、ペアレンタルコントロールとフィルタリングだけではなくて、ヤングケアラーとか、新しく入った用語について、何か説明があるといいのではないかなと思いました。

以上です。

会 長： そうですね。この内容をよりよく理解していただくためにもということで、御意見ありがとうございます。それは事務局が精査をして、今まで耳なじみのあるものも含めて一応全部検討して、注釈をつける必要があるかどうかという対応をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ほかにどなたか御意見、御質問はございますか。

(「なし」の声あり)

内容はこれでよろしいでしょうか。それでは、皆様、この内容で承認をいただいたということで、令和5・6年度調布市青少年健全育成方針は素案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

7 報告事項

青少年健全育成推進者手帳について

会 長： 続きまして、次第4「報告事項」の青少年健全育成推進者手帳について、事務局から説明を申しあげます。

事務局： それでは、青少年健全育成推進者手帳について説明いたします。

昨年10月に開催されました前回の青少年問題協議会の場で、委員の皆様にお配りしている、こちらの青少年健全育成推進者手帳については、今後の在

り方等について、専門調査員会の中で検討していく旨、御報告させていただきました。

このたび専門調査員会の中で手帳の在り方について御検討いただいた結果、各委員の名簿や各施設の連絡先一覧のほか、調布市の例規と東京都の条例以外の例規については削除してもよいのではないかとの御意見をいただきました。

また、手帳の印刷については、A5サイズの庁内印刷でも問題なく、配付は今までどおり青少年問題協議会、補導連絡会、健全育成推進地区委員会の各委員に配付すべきとの御意見をいただいております。

次年度以降の手帳の作成及び配付につきましては、今回、専門調査員会でいただいた御意見に沿って行ってまいりたいと思っております。

なお、紙ベースでの配付と併せて、市ホームページにも必要な情報を追加し、各委員が適宜検索できるよう、内容を充実してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

会 長： 今の事務局の説明に関して、何か御質問等ございますか。――よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

それでは、青少年健全育成推進者手帳については、専門調査員会にて検討いただいたとおりに作成し、配付するというところでよろしく申し上げます。

8 情報交換

(1) 調布警察署からの情報提供

会 長： 続いて、次第5「情報交換」に移ります。

まず、調布警察署から情報提供をいただけますでしょうか。

委 員： 調布警察署です。皆様方におかれては、常日頃から警察業務全般にわたりまして御理解と御協力、誠にありがとうございます。御指名ですので、調布署から情報提供としまして、少年の現状などについて話をさせていただきたいと思っております。

全庁的には非行少年ですね。以前にもお話ししましたが、平成22年から減少傾向です。刑法犯少年は平成21年以来、13年ぶりに増加に転じております。不良行為少年は平成30年から一昨年まで減少傾向でありましたが、昨年は大幅に増加しております。例えば、深夜徘徊で申しあげますと2万315人ということで最多になっておりまして、一昨年比プラス4,536名という数字が出ております。不健全娯楽で申しあげますと4,979人ということで、一昨年比からプラス1,545人と、45%増加となっております。

当署管内で申しあげると、深夜徘徊は61件。調布市32件の狛江市29件。一昨年比が141件でありましたので減少傾向のように思われるのですがけれども、先ほど市長からも話がありましたが、子どもたちは新宿だとか渋谷、ト一横、あちらのほうで補導されているのが現状のようでございます。

調布警察署，一昨年どうなのということで申しあげますと，世間をにぎわすような事件や事故は発生しておりませんと言いたいところではあったのですが，今年の1月19日，皆さん御存じのとおり，隣の狛江市におきまして，90歳の女性が両手首を緊縛されまして，顔面などから出血した状態で発見されるという高齢者女性緊縛強盗殺人事件が発生しております。現在，特別捜査本部を設置して鋭意捜査中であります。犯人逮捕に向けて全力で捜査に当たっているところでありますが，調布署管内で申しあげますと，2年前に発生した京王線の電車内での無差別殺傷事件以来の大事件ということになります。

管内情勢的には，この強盗殺人事件を受けまして，それに基づく情報の提供だとか，不安を感じる住民からの相談だとか，防犯指導が非常に多くなってきておりまして，その対応に署員一同当たっております。

また，コロナ禍の影響も考えられますけれども，管内，夫婦げんかだとか，それに伴うDV，児童虐待事案が増加傾向であります。

そんな中，青少年を取り巻く環境は，先ほどお話もありましたが，SNSの浸透によって，近年大きく変化をしております。薬物事犯とか，闇のバイト，自画撮り被害を含む児童ポルノや，それに伴うストーカーやDVなど，こういったものの増加が目立ってきております。

特殊詐欺について申しあげますと，短期間でお金を稼ぎたいという軽い気持ちで闇サイトを通じて詐欺グループに加担してしまうという事案が多く見受けられます。全庁では昨年153人の少年が検挙されております。うち3名が当署で検挙をしているような現状でございます。

万引きに至っては，昨年，全庁で890人の少年が検挙されております。一昨年比マイナス145件という数字ではあるのですが，罪の意識を感じないまま万引きをしているという事犯が非常に多く，また，事犯後，保護者からの買取り措置や謝罪によって被害届を出さないというものもありますので，肌感覚的には増加傾向にあるのかなと。また，同じ少年が何回も何回も万引きをするというのが目立っているようであります。

警察としましては，何でも身柄というわけにはいきませんので，引き続き，関係各部署で連携を密に，それぞれの事案に応じて最善の対策を取ってまいりたいと考えております。

いずれにしましても，警察のみの力では限界がございます。これからも皆様方をはじめ，様々な関係部署と連携を取りながら，各種対策に取り組んでまいりますので，引き続き，御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

以上となります。

会長： 御説明ありがとうございました。どなたか御質問，御意見等ございましたらよろしくお願いたします。どうぞ。何かございますでしょうか。

委員： 万引きで発達障害の方とか知的障害の方とかで，お子さんだったら児童相談所とかに相談されるのだと思うのですけれども，18歳が成人になったので，

それ以上の方の成年などの場合に、示談にならなかった場合は、障害について、どこか相談できるところとかはあるのかお聞きしたいのですけれども。

委員： 親御さんだとか親族の方を通じて、いろいろなところにつなげさせていただいているのが現状であります。

委員： 分かりました。ありがとうございます。

会長： ありがとうございます。ほかにどなたかいかがでしょうか。ございますか。

委員： 補導の件数なんですけれども、これは警察が子どもを捕まえて聞いた件数ではないですね。警察署に連れて行って保護者を呼び出して迎えに来てもらった件数ですか。

委員： 少年補導というのは、例えば、町で補導員、警察官が声をかけます。夜中に少年を見つけたといったら、わざわざ署に連れてこないで、そこで名前だとか人定事項を全部聴取しまして、後日、親に連絡をして、こういうことをしていましたよということ。

委員： その件数なのですか。

委員： そうです。

委員： ありがとうございます。

会長： ありがとうございます。ほかにいかがですか。さっき調布警察署管内だけではなくて、都心に行って、そこで補導されたりというような子どももいるという話は分かりましたが、最初の説明の辺りで、深夜徘徊等の件数は増えていると。これは何か顕著な最近の要因というのはあるのでしょうか。

委員： いろいろな要因があると思われるのですが、コロナ禍の感染拡大も結構落ち着いてきたので、結構表に出ているのかと思われれます。

会長： 今までの反動が……

委員： その反動というのが一番多いのではないかと。

会長： そうですか。では、これからも注意していかなければいけないということですね。

委員： はい。

会長： ただ、その増え方が減少していた分が復活したのみならず、過去と比べても多いぐらいになっているということなのですか。

委員： そうですね。過去最多と。

会長： ちょっとそれは心配ですね。ほかに何かございますか。今の御説明を聞いていて、ちょっと補足しておかなければいけないなと思ったのは、私が最初にSNSが主因ではないと言ったのは、いろいろな方面の事象が起きてくるということではなくて、あくまでもト一横などに行く人間がどうしてそういう行動に走るのかというときの要因確定はSNSとはまた違ったことを掘り下げてやる必要があるのではないかと申ただけですので、今、警察署のほうからお話があったSNSを使って新たな観点の問題が生じたりというのは確かにそうなのでしょうから、またいろいろ細かく教えていただければと思います。

(2) 多摩児童相談所からの情報提供

会長： 続いて、多摩児童相談所からの情報提供をお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

委員： 多摩児童相談所です。今日は都合がございまして伺えなくて申し訳ございません。事前にそちらのほうに送らせていただいた資料を確認させていただきながら御説明をさせていただきます。

今、第3四半期ということで速報値のほうを掲載させていただきました。一番上の表が12月までの相談受理件数と、その内訳として、虐待件数、もう一つは非行件数。一番右に一時保護件数ということで掲載させていただきました。

下の囲みに幾つか傾向を掲載させていただきましたけれども、昨年度と一昨年度、R2年度とR3年度を比べると、受理件数は鈍化したのかなと見ていたのですが、今年度、増加率は上昇しているということで、まだまだ油断できないのだなど。児童相談所は特に虐待ケースが6割以上を占めておりますので、虐待の件数の伸びがそのまま全体の件数に反映していくということになっております。

また、先ほど警察さんからもありましたけれども、児童相談所のほうで扱う非行ケースというのは、全体の件数の割合からすれば本当にわずかなものなのですが、こちらの非行ケースも減少傾向にはなったのですけれども、御覧いただくとおり、今年度については上昇しているということで、年度末の予測値も令和元年度並みに伸びるだろうと予測しています。

今、児童相談所のほうで一番逼迫しているのは、一時保護の件数が非常に多くなっておりまして、昨年度よりも1.4倍ぐらい伸びているということで、これは最初の1回目の会議で御説明させていただいたとおり、児童相談所の職員の業務、作業ですね。親対応だとか公的な対応なども含まれてくるので、一時保護の件数が伸びると担当職員もエネルギーを費やすというところで、逼迫させているポイントになっているかなと思っています。

ここの一時保護の件数については、虐待の件数、非行の件数両方合わせての数になっております。

下に自治体別ということで内訳を掲載させていただきました。前回もお話しさせていただいたとおり、人口のスケールでいうと、府中市さんのほうが多いのですけれども、調布市も件数がやはり今年度も一番多いということが分かるかなと思います。

ただ、調布市は先ほど、全体で見れば件数は伸びているというように御説明させていただきましたけれども、調布市の件数についてはそれほど伸びはなくて、例年度並みかなと考えております。

うちは調布市の子ども家庭支援センターさんと非常にいい連携ができておりまして、そこら辺もお互いに役割分担がしっかりできているのを今年度も感じているところで感謝を申しあげるところです。調布警察署さんとは毎回

コミュニケーションをしっかりとっていききたいなと思っています。

まとめ的な話はそこら辺ですけれども、あと、児相の状況なのですが、2ページ目に掲載させていただきました。主にケース対応をする児童福祉司という職員がいるのですけれども、今、児童福祉司が所に24名おりますが、実際には定数としては30名のところを24名というところで、30名いないとしっかりとした児童相談所の機能が保てないという数字なのですけれども、それが満たせていないと。6名足りないということで満たせていない状況になります。

年度の途中で、メンタル等で病欠を取られた職員が10月と12月に頻発しまして、福祉司合計3名が同じ時期に病欠となりまして、合計9名足りないというような状況。そこに併せて、コロナの陽性だとか濃厚接触者という形で1週間、2週間職場に来られないということで、現場としては10名ぐらい足りないという中で何とか対応を続けていただいているということで、これは職員にも伝えたのですけれども、私も福祉司をやっていたのであまり言いたくなかったのですが、ある程度支援のクオリティーは下げたとしても、とにかく子どもの命、健康、安全に関わるものに関しては絶対に緩めてはならないというところで、何とか最低限の使命を全うするというところに専念していくというような状況でございます。

ですので、皆様関係機関にとっては、もう少し児相も動いてくれよというようなところもあったかと思うのですけれども、このような状況で、優先順位をつけて対応させていただいているという状況です。

それと、最後、増改築工事というところはつい昨日から始まったところで、窓ガラスの向こうで重機、ユンボが入って、ガーガーいっているところ、私もちょっと部屋を避難してきているところなのですけれども、相談室のガラス向こうで重機が入ってやっているもので、恐らくこれから本格的に工事が始まると、相談室の機能が保てないというような状況になってくると思いますので、子ども家庭支援センターさんを通じて各市にお願いしていく予定なのですけれども、実際に工事が始まってみて、児童相談所の相談室が機能できないという場合には、各市の相談できるような建物等をお借りできないかという御相談をさせていただくことがあるかと思っておりますので、そのときにはぜひ御協力いただければと思っております。これは最後、お願いでございます。

私のほうからは以上です。

会長： ありがとうございます。いろいろ現状認識について貴重な情報を提供していただきありがとうございます。皆様から何か御質問、御意見はございますか。

委員： 虐待の件数というのは通報があった件数ではなくて、虐待認定された件数なのではないかという確認なのですか。

委員： 実際に通告を受けた件数です。その後、調査をして、これ、違うよねということで、非該当という形で処理をさせていただいているケースもかなり入

っています。

委員：　そうですか。私、障害児親の会の会長をしているのですが、地元の地域の
お母様に聞くと、ちょっとパニックになってしまったりして泣き声が漏れて、
警察に通報されてしまうみたいなことが結構あって、それは虐待ではないと
いうことで分かっていただけなのですが、いい意味で、地域の方がすご
くそういうことに注意を払ってくださっているという印象があるのですね。
なので、通告の件数イコール虐待が多いということではないのかもとは思っ
ているのですが、どうお考えでしょうか。

委員：　通告の件数が増えているということがネガティブに捉えるのではない部分
もあるのではないかと御指摘ですね。

委員：　そうです。

委員：　おっしゃるとおりだと思います。ただ、やはり通告を受けて、児童相談所
や子ども家庭支援センターがピンポンして来られると、当事者にしてみれば、
近所からそういう目で見られているのではないかと、これは苦情なのでし
ょうかとかということで、やはり非常にショックを受けられる親御さんもい
らっしゃるので、そこら辺は、そうではないですよと。今、委員御指摘のよ
うに苦情とかではなくて、心配されて、何か自分たちにできることはないだ
ろうかと。こういう御時世だから、なかなか話しかけにくくて、それでも心
配なので連絡をくれたのですよというように丁寧にお返しするようにはして
います。

委員：　ありがとうございます。多分そういうきっかけですこやかにつながるみた
いなことが結構あるのです。やはり子育てで困難があるということで。そう
いうケースが増えるといいなとは思っております。ありがとうございます。

会長：　ありがとうございます。ちなみに、調べてみたら虐待ではないというケ
ースは、およそでいいのですが、どれぐらいの割合なのか。

委員：　ざっとですけれども、今回は見ていないですが、毎年大体2割ぐらい。

会長：　分かりました。ありがとうございます。

ほかにどなたかございますか。何か御質問、御意見ございますか。よろし
いですか。

（「なし」の声あり）

それでは、ありがとうございました。

私から児相の問題について触れさせていただきますけれども、今、多摩地
域、一部23区の杉並区等も絡んでいるのですが、児童相談所の再編の問題が
あります。これは東京都と市長会が話していると御理解いただければと思
います。市長会だけではなくて、市町村が話しているというように御理解
いただければと思います。

カバーリングエリアの中に100万人以上の人口を有していると、それはち
よっと多過ぎるのではないかとというのが再編の1つの要因です。それで100
万人を切るようにしようということで再編の案が東京都から既に示されまし
た。これは新聞でももうニュースになっております。だから、市町村のくく

りを変えて、新しい名称の児相も誕生するという見通しになっております。

ただ、皮肉なことに、そうすると、我が多摩児相は、構成の5市は変わらない。また、多摩市を本拠地とするというのも案では変わらない。でも、82万人というのは一番多くなってしまう。

この問題は、まだ毎月のように東京都から市長会に説明があるというのが現状でございますから、今後の成り行きについて、また皆様方にお伝えできるかもしれません。今の提供されている素案は申しあげたとおりですが、例えば、一部でも機能の変化みたいなものがあるとすれば、それは皆様方に一応情報として、これからお伝えすることがあるかもしれません。ということをお伝えさせていただきます。

(3) 中学校校長会からの情報提供

会長： 続いて、中学校校長会の情報提供、よろしくお願いします。

委員： いつもお世話になっております。今日なのですけれども、3年生、都立の推薦の合格発表日ということで、もう11時ですので、合否が分かったところかと思えます。クラスのほうも都立推薦発表に行く子たち以外の子たち、元気に通ってきているのですけれども、子どもたちの中からも、友達、大丈夫かなとか、どうだったろうか、分かったら教えてほしいなみたいな温かい話があって、校長としても大変うれしく感じております。

あわせて、調布市の協力と御支援のおかげでスキー移動教室ですが、1、2年生、今、行っております。現在、三中の1年生がスキー移動教室、木島平のほうに行っております。

インフルエンザと新型コロナウイルスの同時発生というところが懸念されたのですけれども、その辺りは各校上手に保護者の方、子どもたちと協力しながら、コントロールしながら安全に実施できております。

最後ですけれども、ヤングケアラーの実態調査のほうも市内の各中学校、行っております。また、そちらに関しては、市と協力しながら、情報のほう、お示しできる範囲でお示ししつつ、学校のほうも対応していきたいと思っております。

私からは以上です。

会長： ありがとうございます。今のお話、その他でも結構ですが、何か御質問、御意見ありましたら。どうぞ。

委員： ありがとうございます。移動教室に行けて、本当によかったなと思っております。

ヤングケアラーのことなのですけれども、調布中さんに特別支援学級も併設してございますし、障害の兄弟がいると、上の御兄弟というのはどうしても面倒を見るようになって、よくできたすごくすばらしい御兄弟だということに今まで評価されていたのですけれども、それがちょっとつらさがあるということはあまり分かってもらえていなかったという、体験者のお話とかも聞いていて。

だから、やはり子どもらしい子ども時代というか、義務教育の間ぐらいは、せめて過ごさせてあげたいなと私も思っているのですけれども、学校さんのほうでそういうことを含めて、高齢者も一緒に御家族とかだけではなくて、障害のある弟、妹とかの面倒を見ている方もそういうヤングケアラーかもしれないと。自然に家族で一緒にという以上のことを、例えば、御家族のお母さんが鬱だったりして、求めてしまうとかいうことにも御配慮いただけるとありがたいなと思っております。

委員： ありがとうございます。

会長： これからもこの議論は続いていきます。だから、この問題は新たな問題ではなくて、今まで顕在化する度合いが少なかったということ、今、反省とともに全国で考え直しているということですね。本当に深刻な問題だとは思っております。なかなかナーバスですね。その子どもにとって、みんなが知るところになるのがまた負担になるということだってあり得るかもしれない。本当に難しいですね。これは大変大事な問題だということで、我々も先ほど申しあげた新たな計画をつくる中にもしっかりと位置づけて検討を進めていきたいと思っております。

何かどなたかございますか。どうぞ。

委員： 私もヤングケアラーの話なのですけれども、中学校では、ヤングケアラーについて配付してもらいましてありがとうございました。ただ、保護者は全員見ているのですけれども、私の印象として、すごくたくさん伝えたいことがぎゅっと入っていたのですが、多分読むのが大変だなと思って。

ぱっと見たら、下にイラストが描いてあったのですかね。ヤングケアラーとはどういうものかとイラストで説明されていた。それがすごく分かりやすかったのですけれども、何かぱっとみた感じ、家の皿洗いもヤングケアラーなのかみたいな。あと、親御さんだとか兄弟にそういう介護が必要な御家庭ほど、それが日常であり、当たり前であり。では、それがヤングケアラーというのかと。

そういうお話は保護者とよくするのですけれども、確かにあれを見ているものすごい件数の連絡が行くのではないかなと。ただ、それでも目を細かくして、なるべく落とさないようにどんどん拾っていきたいのかなという意思なのかなと思ったのですけれども、あれ、多分ものすごい連絡が届くのではないですか。取りあえず電話してみようと思ってしまうと思うのですね。子どもにも分かりやすかったですし。だから、その辺、多分相当な覚悟があるなとあれを見て分かったのです。大きな問題ですけれども。

会長： 何か御意見ありますか。

委員： もちろん最低限家の手伝いをするとか、弟、妹に優しくするとかというのは、別に家族としていいのですけれども、お兄ちゃんだから友達と遊んでいないで、下の子の面倒を見てよというところまで行くと、やはり若干問題かなと。御本人にとっては、特に障害のある弟が優先で、自分はいつも2番目だと思っていたりもするので、ちょっと青少年のことでいうと、万引きをし

てみたりとか、いろいろなことをして、自分に注目してもらおうとするみたいな事例はいっぱいあって、それに親御さんが事前に気がついておくみたいな意味でいいのかなとは思うのですね。

だから、すごく心配になってしまう親御さんもいっぱいいるとは思いますが、すけれども、そこも気をつけておくぐらいの気持ちは必要かもしれないとは思いますが。

会長： はい、部長。

委員： 今、お話のあったヤングケアラー、我々のほうで、今、小学校5、6年生、あと中学1、2、3年生。来週から高校生世代、大学生世代まで調査を行うようにしています。

今、申しあげたようにヤングケアラーについて、昔はそれが家族のためにすごくいいことだという部分が、度を超えてしまえば、本来子どもがしなければいけない、やりたいことがやれない、そのところの線引きや見極めが難しいかなという部分もありまして、来年度、学校やいろいろな関係者の方への研修も行いつつ、相談窓口としてのコーディネーターの配置みたいなものも考えています。そのコーディネーターさんが話を聞いて、どういう支援が必要なのか。親の家事援助が必要なのか、中には外国人の親がいて、子どもが通訳しないとなかなか親が会話できないなどということであれば、そのような支援も含めて、どういう支援が必要かという部分を検討していきたいなと思っていますので、引き続き、また御意見がありましたら頂戴いただければと思います。よろしくお願いします。

会長： 本件について、ほかの方どなたか御意見はございますか。――よろしいですか。

もちろん別に会長としてということではないですけれども、私の印象でも、全国的に本件に大きなスポットライトを当てようとしたのはここ数年です。ですから、さっきちょっとお話にありましたように、ケースをどう認定するかという判断はグレーで難しい部分はあると思います。

確かにさっきお話のありましたような、社会性を身につけるために、しつけのためにお手伝いをみんなで分担しようよみたいなどころと、家族のためにやらねばならないという度合いは、どちらとも言えないようなところは出てくるでしょうからね。

今後の議論の中で、それがだんだん定まってくると思うのです。それを見極めて、今、子ども生活部長からも申しあげましたような、市としてどのように認識をして何をやればいいのかというのをなるべくピンポイントで正確に把握してやっていきたいなとは思っています。ぜひ今後も御意見をいただいてということになると思いますので、よろしくお願いします。

ほかにどなたか、中学校長会の問題。さっきの御説明以外も含めて、何かございますか。はい、どうぞ。

委員： 健全育成推進代表者連絡協議会です。よろしくお願いします。新年度が始まるに当たって、小学校から中学校に入る段階で、先ほどSNSの問題があ

りましたけれども、スマホデビューとか、そういうことを、中学校に入るのをきっかけに渡す親御さんとかもいらっしゃると思うのですが、入学のタイミングで、中学校で何か子どもたちに教えるとか、そういう教育をするとか、そういう場面はあるのでしょうか。あと、内容とかがあれば教えていただきたいと思います。

委員： 各校、SNSルールについては、必ず4月の頭に行くという形で取り組んでいるのですが、調布中のケースで申しあげますと、4月の入学時に今、お伝えしたとおり、スマートフォン、あと1人1台端末ですね。調布のほうからタブレット端末を子どもたちに預ける形になるので、使い方についてはきちっと説明する形で時間を設けています。

あと、保護者の方に関しては入学式の際に、子どもたちが学級開きをやっている裏でそういった話もさせていただく形を取っています。

委員： 犯罪につながる可能性もあるというところも重点を置いてお話をしたりは。

委員： そこはちょっとまだ重点は置いておりません。

委員： してないですか。使い方という感じでしょうか。

委員： そうですね。使い方ですね。あと、家庭と学校の役割分担というところで、御家庭でスマートフォン、携帯を持たせる場合はこういったところを注意して持たせてくださいねというお話をさせていただいています。

委員： お互いルール決めをして。

委員： そうですね。学校のルール、家庭でのルールづくりに関しては4月の頭に御説明する形を取っています。

委員： 分かりました。ありがとうございます。

会長： よろしいですか。ありがとうございます。ほかにどなたかございますか。どうぞ。

委員： すみません。学校にもよると思うのですが、入学前に新入生説明会というのがあるのですよ。そこでも学校から話はされます。あと、スマホとかSNS等でのいじめの方法とか、そういうのも軽く、そのときの先生が説明してくれるので、その辺は入学前に一応聞くことができます。多分あれ、みんなやっていると思います。

委員： 私、息子がこの間調布市で成人式をやらせていただいて二十歳なのですが、その子たちが小学校から中学校に上がる時期というのはまだこんなにSNSが発達していなかったので注意するとか、保護者の方たちも子どもたちに目を向けるところ、勝手に開いて見るわけにもいかないですし、プライバシーを守りながらいろいろ確認するというところが難しいところなのだろうなと思って、今、この御時世だからこそ、学校がどういう教育をされているのかということを知りたいので、ありがとうございます。

会長： ありがとうございます。ほかございますか。今後ともますますですね。強引に結びつけるわけではないけれども、マニラから指令が来るような時代ですからね。それは子どもといえども、アクセスできるわけだから、心配し出したら切りがないと。学校は大変ですね。家庭もそうだけれども。

でも、やはり家庭と学校が密接につながっていないと効率のいい指導は難しいかもしれないですね。ぜひまた教えていただければと思いますが、よろしいですか。いろいろ御意見いただいて、ありがとうございました。

それから、さっき出た非常に好評のスキー教室は今後どうなるのかな。今、利用させていただいているところも経営形態が変わったのですよね。

委員： そうですね。

会長： 今、詳しくは申しあげませんが、木島平村としては、我々が利用する範囲においてはもちろんウエルカムだということらしいのですけれども、経営主体が変更になるということがありますので。でも、調布市として御希望、リクエストがある限り、ぜひ続けていきたいということで間違いのないのですよね。

委員： そうですね。そういう希望は出していますけれども…。

会長： そうですよ。まだ何もはっきり決まっているわけではございませんから、それは誤解のないようによろしくお願いします。ありがとうございました。

そのほか、お三方から情報提供をいただきましたが、ほかに何かこの場で情報等がございましたら自由にどうぞ、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

委員： 健全育成推進地区代表者連絡協議会です。毎年コロナ禍でできなかったのですけれども、12月4日に数年ぶりに健全育成のソフトボール大会、地区親善ソフトボール大会を開催することができました。20地区全部集まることができなくて、コロナ禍で練習ができなかったり、時期がずれたことで、夏休みに一生懸命練習して、それを活かす大会というのが今までの流れだったのですけれども、夏は暑過ぎてしまって、子どもたちに負担がかかるということで、今回冬の頭に開催したのですけれども、16地区で集まって開催することができました。子どもたちが、晴天の中、汗をいっぱいかいて、元気に頑張っていたのでこれからも続けていければと思います。御報告です。

会長： 本当によかったですね。小学校から大学まで、本当に大変。特に最近つくづく思うのは、3年を超えてしまったから、中学とか高校だとそれが丸々入ってしまう。入学式から卒業式まで。もう気の毒でしょうがないなと思うけれども、万やむを得なかったことが続きました。

5月8日以降の世の中がどうなるのか、まだ判然といたしませんけれども、市としては当然のことながら、感染対策はもう怠りなく、できることを着実に慎重にやりますが、意識の上の脱コロナ禍というようなことを可能な範囲で皆さんに呼びかけて、かつ、できる範囲のイベント、特に休止していたものを復活させるようなことを一生懸命考えていきたいと思っております。ぜひそうしていきたいと思っております。ありがとうございました。

そのほか、どなたか御意見ございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

9 その他

会長： それでは、次第6「その他」、事務局からお願いします。

事務局： それでは、次回の日程について御説明いたします。次回は令和5年度第1回調布市青少年問題協議会となりますが、7月3日月曜日の午前10時から、こちらの市長公室での開催を予定しております。変更等があった場合は改めて御案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

会長： 約5か月後ということですか。ぜひ日程御理解の上、また御協力いただければと思っておりますし、この期日だと、こんなに開放的になってよかったねというような状況であることを期待しつつ、またいろいろ協議させていただきたいと思っております。先ほどの表彰式の日程も併せて、ぜひ御承知おきの上、今後ともよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

閉 会